

令和7年第4回定例会・令和8年1回定例会調査事項に関する提言の方向性について

1 令和7年第4回定例会提言の方向性について

前回（2月20日）の特別委員会において、令和7年第4回定例会調査事項に関する提言の方向性に対して各委員より意見が出されたため、委員会としての提言の方向性を修正した。

重点調査項目1 子育て世帯への切れ目のない支援の充実について
(2) 孤独・孤立を防ぐ支援体制について（視察）

| 提言の方向性（修正前） | | 提言の方向性（修正後）※修正箇所は太字・下線部分 | |
|-------------|--|--------------------------|---|
| 1 | <p>【児童館における相談窓口の充実】</p> <p>子育て世帯からの相談内容が多様化・複雑化する中、孤独・孤立のリスクを早期に察知できる児童館においては、相談しやすい空間づくりや多言語対応に加え、職員が孤独・孤立の兆候を共通認識として十分に理解していることが必要である。また、月に一度設ける一時的な相談窓口の設置やエール館を増やす等、相談窓口の拡充について検討すべきである。</p> | ➡ | <p>1</p> <p>【<u>相談窓口の充実</u>】</p> <p>子育て世帯からの相談内容が多様化・複雑化する中、孤独・孤立のリスクを早期に察知できる児童館や健康福祉センターにおいては、相談しやすい空間づくりや多言語対応に加え、職員が孤独・孤立の兆候を共通認識として十分に理解していることが必要である。また、<u>児童館においては、月に一度設ける一時的な相談窓口の設置やエール館を増やす等、相談窓口の拡充について検討すべきである。</u></p> |
| 2 | <p>【適正な人員の配置・育成の必要性】</p> <p>零歳児からの子育て支援を強化するためには、児童館における人員の充足や、ニーズに合わせた専任相談員の勤務時間・配置を整えることが必要である。さらに、正規職員の人材育成を考慮した適切な職員配置や人事ローテーション、会計年度職員の処遇改善など、長期間・安定的に支援を継続できる体制の構築に向け、検討を進めるべきである。</p> | ➡ | <p>2</p> <p>【<u>適正な人員の配置・育成の必要性</u>】</p> <p>零歳児からの子育て支援を強化するためには、児童館における人員の充足や、ニーズに合わせた専任相談員の勤務時間・配置を整えることが必要である。さらに、<u>子育て世帯を支援する関係部署においては、正規職員の人材育成を考慮した適切な職員配置や人事ローテーション、会計年度職員の処遇改善など、長期間・安定的に支援を継続できる体制の構築に向け、検討を進めるべきである。</u></p> |

2 令和8年1回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

前回（2月20日）の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

重点調査項目2 人と人との「つながり」を実感できる地域づくりの促進について

(1) 子どもの居場所の創出について

| 意見概要 | | 提言の方向性 | |
|------|--|--------|--|
| ① | 子ども食堂に限らず、学習塾等も含めた多世代交流の居場所支援を板橋モデルとして、未整備8校区へ区が応援・支援していくべき。(横川委員) | 1 | 【居場所支援の方針・モデル化】 子ども食堂に限らず、学習塾等も含めた多世代交流の居場所支援を板橋モデルとして、未整備校区へ展開していくことが理想である。また、今後は拠点の拡大に加え、継続的な関係性の構築や見守り、相談機能の充実など、支援連携を意識した質の向上を図るべきである。 |
| ② | 居場所の確保は既に一定の成果を上げており、今後は拠点の拡大に加え、継続的な関係性の構築や見守り、相談機能など、支援連携を意識した質の充実を図るべき。(わたなべ委員) | | |
| ③ | 未設置の8校区について、社会福祉協議会や学校・PTAの協力を得て学校使用を進め、調理器具や広い場所も活用し、定期的に開設できる子ども食堂の展開を検討すべき。(おなだか委員) | 2 | 【学校・地域資源を活用した居場所の拡大】 子ども食堂の未設置校区においては、社会福祉協議会や学校・PTAの協力を得て、学校施設を活用した開設をめざすべきである。また、子ども食堂の設置状況にかかわらず、地域や元教員、福祉施設等と連携し、学習支援や多世代交流を目的とした子どもの居場所を拡大すべきである。あわせて、学校や区有地、公共施設の空きスペースを活用し、取組団体が定着できるよう、区として支援を進める必要がある。 |
| ④ | 子ども食堂に限らず、学校教室を活用した学習支援や多世代交流も含め、地域の方や元教員、福祉施設等と協力し、子どもの居場所の確保を拡大していくべき。(おなだか委員) | | |
| ⑤ | 学校や区有地、公共施設の空きスペースも含め、子ども食堂等に取り組む団体が定着化できるよう、区として支援を進めるべき。(山内委員) | | |
| ⑥ | 子ども食堂や無料塾、i-youthのような誰でも気軽に行ける居場所が不足しているため、生活支援課だけでなく、関係部署が連携を強め、法人任せにせず、区として居場所支援を充実すべき。(山内委員) | 3 | 【区の主体的関与と区内連携の強化】 子ども食堂や無料塾、i-youthのような誰でも気軽に行ける居場所が不足している現状を踏まえ、所管部署に限らず関係部署が連携し、法人任せにせず、区が主体的に居場所支援を進めるべきである。また、障がいのある方への切れ目のない支援に向け、区自らが調査や実地確認を行うほか、ボランティアでは対応が困難な部分には積極的に関与していくべきである。 |
| ⑦ | 障がいのある方にも居場所は必要。切れ目のない支援を充実させるため、区が調査や実地確認を行いつつ、障がいのある方への対応については、ボランティアで難しい部分は区が積極的に関与すべき。(長瀬委員) | | |
| ⑧ | 誰でも参加型の意義を尊重しつつ、不登校や外国ルーツ・ヤングケアラーなど、孤立のリスクが高い層へのアウトリーチ設計を強化し、支援を必要とする子どもに確実に情報等が届く仕組みを構築すべき。(わたなべ委員) | 4 | 【孤立リスクに配慮した包摂的で安全な居場所づくり】 誰でも参加型の居場所の意義を尊重しつつ、不登校や外国にルーツを持つ子ども、ヤングケアラーなど、孤立のリスクが高い層へのアウトリーチを強化し、必要な情報や支援が確実に届く仕組みを構築すべきである。あわせて、夜間でも子ども食堂を安心して利用できるよう、警察と連携し、開催日の周辺パトロールを行うなど、安全確保に区として取り組むべきである。 |
| ⑨ | 子ども食堂は多世代交流の居場所として広がり、地域のつながりの場となっているため、子どもが安心して夜間も利用できるよう、開催日の周辺パトロールなど警察と連携すべき。(しいな委員) | | |